

## 「清掃業務基準」

## 1 目的

センターの専用部分の生活環境をより衛生的に保持し、来館者に不快感をあたえないよう、常に清潔かつ快適な環境を提供するとともに、館内の美観維持に努めることを目的とする。

## 2 業務名

大阪市立阿倍野防災センター専用部清掃業務

## 3 履行場所

大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目13番23号  
大阪市立阿倍野防災センター専用部  
(別添日常及び定期清掃業務報告書のとおり、図面参照)

## 4 日常清掃業務内容

## (1) 作業時間

開館日の7時から17時までとし、他の業務の妨げや来館者等に支障のないように努めること。

## (2) 作業内容

## ① エレベータロビー・各フロア等について

(ア) 床面は、掃除機又は箒にて清掃を実施後、必要に応じてモップ等で床面の材質に適した方法で乾布又は水拭により清掃することとし、特に汚染がひどい場合は、その材質に適したクリーナー等で汚染除去すること。

(イ) 各扉の把手及び階段の手すりは、その材質に適した方法で乾布又は水拭により清掃することとし、金属部分については、錆びたり汚染しないようにすること。

(ウ) 泥落とし及び靴拭きがある場合は、必要に応じ泥を除去し、常に清潔を保つようにすること。

(エ) 壁面及び扉は、乾布又は水拭により清掃することとし、場合によっ

ては、毛ばたき又は掃除機にて清掃すること。

(オ) 紙屑等については、必要に応じ巡回清掃を行い随時除去することとし、玄関等のごみ袋は、常に整理整頓すること。

② トイレについて（毎日実施）

(ア) 各便所内の鏡、扉、壁面及び床等は、その材質に適した方法で乾布又は水拭きにより掃除することとし、金属部分については、錆びたり汚染しないようにすることとし、汚染部は、その材質に適したクリーナー等で除去すること。

なお、排水パイプ等のつまりや悪臭がでないよう、常に汚物を取り除き清潔を保つこと。

(イ) 便器は、定期的に巡回点検し、特殊クレンザー混入液で洗浄手入れし常に清潔と美観を保つこと。

(ウ) 洗面器及び手洗器は、洗浄手入れのち水拭き仕上げをし、汚染箇所は、完全に汚れを除去すること。

(エ) 洗面器及び便所等に備え付けの手洗い石鹸（品質は「アルボース石鹸液又は同等品以上のもの」とする）及びトイレットペーパー（100%再生紙使用のもの）は、定期的に巡回点検し、常時不足がないよう補給作業を行うこと。

③ 屑入れに関すること（毎日実施）

事務室、湯沸し室等その他大阪市（消防局予防課）が指示する場所に設置した屑入れのごみを回収すること。

④ ごみ処理に関すること（毎日実施）

(ア) 指定場所のごみを、各種別に応じて所定のごみ集積場所に搬入すること。

(イ) 湯沸し室の生ごみも所定の場所へ搬入すること。

## 5 定期清掃業務内容

定期清掃に関しては1月、3月、5月、7月、9月、11月に実施するものとする。

(1) 作業日時

原則としてセンターの閉館日とし、事前に大阪市（消防局予防課）と調整すること。

(2) 作業方法

- ① タイルカーペット等  
床面の材質に適した方法で清掃した後、カーペット用洗剤で仕上げをすること。
- ② Pタイル・フローリング等  
床面の材質に適した方法で清掃、ワックス洗浄除去した後、ワックスを塗布し電動研磨機で仕上げをすること。  
なお、ワックスについては、床材に適合したものをしようすること。
- ③ せつ器質タイル等  
床面の材質に適した方法でダストモップ等による清掃をすること。
- ④ 窓ガラス  
乾布清掃とし、高所作業もあるため、安全対策に関しては、最善の注意を払うこと。

## 6 経費の負担

- (1) 業務実施に必要な電力、水道及びガス等の光熱水料は指定管理者の負担とする。
- (2) 次に掲げるものは、指定管理者の負担とする。
  - ① 洗浄用洗剤、剥離洗剤、樹脂床維持剤（ワックス）、タオル等
  - ② 機材清掃用具一式、ごみ運搬用ダストスカート、台車、塵回収用袋、分別用回収袋等
  - ③ 衛生消耗品（トイレトーパー、ごみ袋、手洗い石鹼等）
  - ④ 作業員の制服及び名札等
  - ⑤ 関係法令に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続、検査手数料等に関する費用等
  - ⑥ 業務基準で規定する各種報告書の用紙等
  - ⑦ 作業員控室等で使用する備品等

## 7 報告書の提出

日常清掃業務報告書は毎月ごと取りまとめて翌月10日までに、定期清掃業務報告書は業務を実施した日から10日以内に大阪市（消防局予防課）に提出すること。

## 8 人権研修の実施

指定管理者は、作業員がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。また、研修終了後、すみやかに別添4「人権問題研修実施報告書」を大阪市（消防局予防課）に提出すること。